

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）について次のとおり指示する。

令和 4 年 10 月 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合および承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
 - (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別記様式第 1 号または別記様式第 2 号により委員会宛てに申請しなければならない。
 - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者（以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。）
 - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という。）
 - (3) 承認の取得義務
 - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は 1 人当たり 1 件とする。
 - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
 - (4) 承認期間 プレジャーボート使用者においては令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで、遊漁船業者においては令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までとする。
 - (5) 承認数
 - ア プレジャーボート使用者の承認数は申請が 1,900 件に達した日までに受け付けた数以内とする。
 - イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は 40 隻以内とする。
 - (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
 - (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
 - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認 1 件当たり 2 本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客 1 人当たり 2 本以内とし、これに 1 隻当たり 2 本を加えた本数以内とする。
 - イ 釣針の数は、竿 1 本につき 1 個（シングルフック）とする。
 - (8) 保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数
 - ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持（キープ）および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認 1 件につき 1 日当たり 5 尾までとする。
 - イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持（キープ）および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客 1 人につき 1 日当たり 5 尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
 - (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
 - (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
 - ア 採捕状況報告書（プレジャーボート使用者にあつては別記様式第 3 号、遊漁船業者にあつては別記様式第 4 号）の提出による報告
 - イ インターネット（しがネット受付サービスに設置する専用ページ）による報告
 - (11) 章旗の返納 1 (1) の承認により交付した章旗は、別に定める期限までに返納しなければならない。
 - (12) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から 1 キロメートルの範囲内および敷設された漁具から 300 メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消または次回の承認をしない措置をとることがある。

別 記

様式第 1 号 (プレジャーボート使用者用)

引縄釣等承認申請書
(プレジャーボート使用者用)

年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒		
住 所			
ふりがな			
氏 名			
年 齢			
電話番号			
E - mail			
昨シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

- 1 使用する船の形態(ア～イのどれかを選択してください。複数選択可。友人の船の場合はアを選択してください。)

ア 個人所有の船 出航予定港 ()

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 ()

- 2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域 (記入例：竹生島周辺、姉川沖など)
()

(2) 引縄釣等を行う予定の月 (遊漁期間) (該当の月に○、複数の月でも回答可。)

R4	R5					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

引縄釣等承認申請書
（遊漁船業者用）

年 月 日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒			
住 所				
ふりがな				
代表者氏名				
電話番号				
E-mail				
昨シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)	

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので申請します。

記

1 申請内容（遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと）

(1) 遊漁船登録番号	
(2) 代表者氏名	
(3) 営業所名	
(4) 営業所住所	
(5) 営業所電話番号	
(6) 使用船名	
(7) 遊漁船業務主任者氏名	

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う主な水域（記入例：竹生島周辺、姉川沖など）

（ ）

(2) 月別の出航予定日数

R4 12月	R5 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備 考

様式第3号（プレジャーボート使用者用）

引縄釣等の採捕状況報告書
（プレジャーボート使用者用）

釣行無しの方は1
と記入してください→

承認番号	第	号
氏名		

月 日	ビワマス採捕尾数（釣れた数）			持ち帰り 尾数	釣行水域	使用した船 個人所有・貸船
	引縄釣 （トローリング）	ジギング釣り	その他釣り			
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		

- 出航日ごとに記入してください。
- 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、しがネット受付サービスの専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。
- 本書類は機械で読み取ります。「釣行水域」欄・「使用した船」欄以外の欄には**数字以外の文字を書かないようにお願いいたします**（～尾、～本、第～号などの文字や斜線、○や×の記号など）。
- 当委員会事務局の承認を受けたガイド船（遊漁船業者船）に乗船して採捕したビワマスについては報告不要です。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
電話 077-528-3872